

(様式)

平成29年度人事行政の運営等の状況の公表

湯沢市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成18年湯沢市条例第4号）第4条の規定に基づき、湯沢市の平成29年度における人事行政の運営の状況及び公平委員会の業務の状況を公表する。

平成30年11月6日

湯沢市長 鈴木俊夫

人事行政の運営の状況

1 任免及び職員数の状況等

(1) 任免及び職員数の状況

(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年 増減数	主な増減理由
		平成29年	平成30年		
一般行政	総務他	359	342	△16	老人福祉施設への派遣減
特別行政	教育	75	76	1	業務の調整
公営企業	水道	15	15	0	
その他公営	下水道	13	13	0	
その他	その他	28	28	0	
合計		490	474	△16	採用12名、退職28名

※ 職員数は一般職（教育長を除く。）の職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員等を含み、再任用短時間勤務職員、臨時的任用職員及び非常勤職員を除く。

(2) 採用試験の状況

(平成29年度)

区分	採用予定 人員 (A)	申込者数		第1次試験						
				受験者数		合格者数		受験率 C/B	倍率 C/D	
		(B)	うち女子	(C)	うち女子	(D)	うち女子			
上級	一般事務	8	79	27	59	20	13	3	74.68%	4.54倍
中級			5	2	4	2	2	0	80%	2倍
初級			11	8	11	8	4	3	100%	2.75倍
上級	保健師	1	9	8	8	7	4	3	88.89%	2倍
社会人経験者 (一般事務)		2	31	9	30	9	7	3	96.77%	4.29倍
合計		11	135	54	112	46	30	12	82.96%	3.73倍

区分		第2次試験					最終 倍率 C/F	辞退者数	
		受験者数		合格者数		受験率 E/D			うち女子
		(E)	うち女子	(F)	うち女子				
上級	一般事務	9	3	3	1	69.23%	19.66倍	0	0
中級		1	0	0	0	50%	—	0	0
初級		4	3	2	2	100%	5.5倍	0	0
上級	保健師	4	3	2	2	100%	4倍	0	0
社会人経験者 (一般事務)		6	3	2	1	85.71%	15倍	0	0
合計		24	12	9	6	80%	12.44倍	0	0

2 人事評価の状況

地方公務員法の改正により、平成28年度からは、従来の勤務評定に替え、より客観性、透明性の高い人事評価制度が導入されました。

本市においても、「湯沢市職員の人事評価実施規程」により、評価基準の明示や評価結果の本人への開示などの仕組みを導入し、評価の観点として「能力評価」と「業績評価」の両面から評価を行い、職員の任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用することとしています。

取り組みの状況としては、公正な評価の確保のため、評価者及び被評価者を対象とした定期的な研修を実施しております。

3 給与の状況

(1) 平均給料月額等 (平成30年4月1日現在)

区分	平均給料月額	平均諸手当月額	平均給与月額	平均年齢
一般行政職	322,506円	39,801円	362,307円	44.3歳
技能労務職	305,035円	25,428円	330,463円	52.1歳

(2) 初任給の状況・経験年数別の平均給料月額 (平成30年4月1日現在)

区分	初任給	採用2年後の給料月額	経験年数別平均給料月額			
			10～15年	15～20年	20～25年	
一般行政職	大学卒	179,643円	191,639円	2,637百円	3,050百円	3,348百円
	短大卒	160,086円	171,679円	2,295百円	2,898百円	3,153百円
	高校卒	147,283円	155,751円	2,376百円	2,615百円	3,106百円

(3) 一般行政職の級別職員数の状況 (平成30年4月1日現在)

区分	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級	合計
標準的職務内容	部長	課長	参事	主幹	主査	主任	主事	
職員数	9	30	49	59	119	40	25	331
構成比	2.7%	9.1%	14.8%	17.8%	35.9%	12.1%	7.6%	

(4) 諸手当の状況

① 期末・勤勉手当 (平成29年度)

区分		期末手当	勤勉手当
支給割合	6月支給	1.175月分	0.800月分
	12月支給	1.325月分	0.850月分
	合計	2.500月分	1.650月分
職員1人当たり平均支給額		1,448,274円	
加算措置の状況		職務の級に応じて5%から15%の加算	

② 時間外勤務手当 (平成29年度)

支給総額	4,890万円
職員1人当たり平均支給年額	127,151円

③その他の主な手当
(平成30年4月1日現在)

手当名	内容		支給額
扶養手当	扶養親族（他に生計の途がなく主として職員の扶養を受けている者）のある職員に支給	配偶者、父母等	6,500円/月
		子	10,000円/月
		満16歳となる年度の初め（4月1日）から22歳となる年度の末日（3月31日）までの子	1人につき 5,000円を加算
住居手当	借家又は借間に居住し、月額12,000円を超える家賃を支払っている職員に支給		最高 27,000円/月
通勤手当	通勤距離が片道2km以上で、交通機関を利用する職員又は自動車などを使用する職員に対して支給	交通機関利用	最高 55,000円/月
		自動車などの利用	最高 31,600円/月
寒冷地手当	11月から3月まで支給	世帯主である職員で扶養親族のある職員	17,800円/月
		世帯主である職員で扶養親族のない職員	10,200円/月
		その他	7,360円/月

(5) 職員給与費の状況

①人件費の状況

(平成29年度普通会計決算)

歳出額	人件費	人件費以外	人件費比率
270億5,560万円	39億7,054万円	230億8,506万円	14.7%

②職員給与費の内訳

(平成29年度普通会計決算)

職員数	給料	職員手当	期末・勤勉手当	合計	1人当たりの給与費
434人	16億5,583万円	2億2,708万円	6億1,492万円	24億9,783万円	575万円

※ 職員手当には退職手当は含まない。

※ 再任用職員は含まない

(6) 特別職の報酬等の状況

(平成29年度)

区分	給料・報酬	期末手当		備考
		6月期	12月期	
市長	803,000円	1.525月分	1.575月分	
副市長	666,000円	1.525月分	1.575月分	
教育長	562,000円	1.175月分	1.575月分	平成29年6月26日～常勤特別職
議長	411,000円	1.525月分	1.575月分	
副議長	367,000円	1.525月分	1.575月分	
議員	351,000円	1.525月分	1.575月分	

4 勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間等 (平成30年4月1日現在)

勤務時間	休憩時間
午前8時30分から 午後5時15分まで	正午から 午後1時00分まで

※ このほか、施設等においては、必要に応じ特別の勤務時間等を定めている。

(2) 休暇の状況

① 年次休暇の取得状況

(平成29年4月～平成30年3月)

対象人数	使用可能日数	総使用日数	1人当たり使用日数
490人	19,184日	4,910日	10.0日

② 育児休業・部分休業・介護休暇の取得状況

(平成29年度)

育児休業 (女性)			育児休業 (男性)			部分休業	介護休暇
取得可能者数	取得者数	取得率	取得可能者数	取得者数	取得率	取得者数	取得者数
3	3	100%	6	5	83.3%	—	—

※ 育児休業の「取得可能者数」とは、平成29年度に新たに育児休業が取得可能になった職員の数をいう。

※ 育児休業の「取得者数」とは、平成29年度に新たに育児休業を取得した者の数をいう。

(3) 休暇制度の概要

① 休暇の種類

(平成30年4月1日現在)

種類	内容
年次休暇	1年度につき20日（新規採用の年は採用月に応じて定められた日数）与えられる。残日数は当該年度に付与された日数を上限として翌年度に繰り越すことができる。
病気休暇	負傷又は疾病により療養する必要がある、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合に与えられる。
特別休暇	特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合に与えられる。（主な特別休暇は次の表のとおり。）
介護休暇	配偶者、父母等（要介護者）の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合に与えられる。
介護時間	要介護者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合に与えられる。（介護休暇と重複する時間は除く。）

②主な特別休暇

(平成30年4月1日現在)

種 類	内 容 (日数等)
ボランティア休暇	自発的に、報酬を得ないで社会に貢献する特定の活動を行う場合で、勤務しないことが相当であると認められるとき。(1年度につき5日以内)
結婚休暇	職員が結婚する場合。(5日以内)
出産休暇	女性職員が出産する場合。(産前8週間及び産後8週間)
配偶者出産休暇	妻の出産に伴い入院の付添い等をする場合。(2日以内)
配偶者の出産に係る子の養育休暇	妻が出産する場合で、子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき。(1年度につき5日以内)
子の看護等休暇	中学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、その子の看護等をする場合で、勤務しないことが相当であると認められるとき。(1年度につき6日以内) (対象となる子が2人以上の場合にあっては10日以内)
短期の介護休暇	要介護者の世話(要介護者の介護、要介護者の通院等の付添い、必要な手続きの代行その他の要介護者の必要な世話)を行う職員が、当該世話を行うため勤務しないことが相当であると認められるとき。(1年度につき5日以内) (要介護者が2人以上の場合にあっては10日以内)
服忌休暇	親族が死亡した場合で、職員が喪に服するとき。 (親族区分により定める日数。最高で連続7日以内)
夏季・冬季休暇	夏季及び冬季における諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合。(1年度につき5日以内)

5 分限及び懲戒処分状況

(1) 分限処分・懲戒処分者数

(平成29年度)

分限処分者数					懲戒処分者数				
降任	免職	休職	降給	計	戒告	減給	停職	免職	計
1	—	12	—		—	1	—	—	

(2) 行為別懲戒処分者数

(平成29年度)

行為区分	戒告	減給	停職	免職	計
信用失墜行為		—	—	—	—
一般服務違反	—	—	—	—	—
一般非行	—	1	—	—	1
道路交通法違反(職務遂行中)	—	—	—	—	—
道路交通法違反(その他)	—	—	—	—	—
監督責任	—	—	—	—	—
計		—	—	—	1

6 服務の状況

(1) 服務規律の確保に関する取組み

(平成29年度)

取組みの概要	
平成29年4月	職員の綱紀肅正について（訓示）
平成30年1月	職員のイベント等への積極的な参加について（通知）
随時	所属職員の育児休業等の取得促進について（所属長へ通知）

7 退職管理の状況

(1) 再就職情報の届出

課長級以上の職員であった者は、離職後2年間のうちに再就職した場合、離職時の任命権者に対し再就職情報を届出しなければなりません。

(2) 職員（課長級以上）の再就職の状況（平成30年4月1日現在）

退職者数 (退職後2年以内)	うち再就職者数	
	再任用職員	民間企業等
18	6	4

8 研修の状況

(1) 研修の実績

(平成29年度)

研修実施機関	内容	修了者数
秋田県市長会	課長級研修	7
	課長補佐級研修	9
	係長級研修	9
	中堅職員研修	6
	3年目研修	8
	新規採用職員研修	5
	資質向上研修	22
秋田県自治研修所	能力開発研修	40
秋田県市町村振興協会	海外研修	1
各機関	自主研修	27
市内各地域	消防団入団研修	1
陸上自衛隊秋田駐屯地	陸上自衛隊隊内生活体験研修	10
あきた芸術村	コミュニケーション能力向上研修	14

9 福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の健康診断の状況 (平成29年度)

区分	対象者	受診者
定期健康診断	185	172
人間ドック・脳ドック	295	295
胃部X線検査	7	7
大腸がん検査	10	10
前立腺がん検査	1	1
子宮がん・卵巣腫瘍検査	16	16
乳がん検査	4	4

10 公平委員会の事務の委託に係る業務の状況

(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況 (平成29年度)

なし

(2) 不利益処分に関する不服申立ての状況 (平成29年度)

なし